



東 議 第 16 号
平成 26 年 7 月 10 日

全国 B 型肝炎訴訟北海道原告団
北海道合同法律事務所 中 島 哲 様

東川町議会議長 浜 辺



意見書の審査結果について（通知）

平成 26 年 5 月 15 日付で提出のありました要望書については、平成 26 年第 2 回定例会において、下記の意見書を可決し、関係大臣等に提出しましたので、その写しを送付致します。

記

1. 件 名

(1) ウィルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書



東川町議会事務局 次長 北口 由美子
〒071-1492
北海道上川郡東川町東町 1 丁目 16 番 1 号
TEL 0166-82-2111 fax 0166-82-5056
e-mail : gikai.jimukyoku@town.higashikawa.lg.jp
URL : <http://town.higashikawa.hokkaido.jp/>

議 決 書

意見書案第1号

平成26年6月19日

東川町議会 議長 浜 辺 啓 様

提出者	東川町議会議員	鶴 間 松 彦
賛成者	東川町議会議員	大 澤 聰
賛成者	東川町議会議員	高 橋 昭 典

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について

上記の議案を、下記のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、「肝炎対策基本法」や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる治療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の場合も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年 6月19日

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣
財務大臣・厚生労働大臣 様

東川町議会 議長 浜 辺 啓

平成26年6月19日 原

北海道十勝支庁東川町議会議長 浜 辺

